（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の三十第一項第四号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則第十一条第三十四項第五号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項又は第三項」に改める。

（海岸法施行令の一部改正）

第四条　海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「行為並びに」を「行為」に、「第三十四条」を「第二十六条」に改め、「する行為」の下に「並びに同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為」を加える。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「又は樹木採取権」を「、樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に、「第四号の三」を「第四号の四」に改める。

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第六条　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「許可等に基づく行為を行う場合」の下に「又は同法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者が同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為を行う場合」を加える。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第七条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第五号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五第一項ただし書」に改める。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第三十四条」を「第二十六条」に改め、「行為」の下に「並びに同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為」を加える。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第九条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条第二項第十四号中「第四十二条」を「第六十八条」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第十条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第十四号中「第四十二条」を「第六十八条」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十一条第二項第十四号中「第四十二条」を「第六十八条」に改める。

（水産政策審議会令の一部改正）

第十二条　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表漁港漁場整備分科会の項中「漁港漁場整備分科会」を「漁港漁場分科会」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附　則

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五号

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣　小泉　龍司
農林水産大臣　宮下　一郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の期間を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄